

1 会議名	厚生・文教常任委員会			
2 日時	平成27年3月25日 (水)			
	開 会		午後6時10分	
	閉 会		午後6時18分	
3 場 所	第1委員会室			
4 出席議員 (7名)	< 委員長 > 相原俊一	< 副委員長 > 須藤智子	宮川隆	関戸八郎
	榊谷規子	木村冬樹	伊藤隆信	
5 欠席議員				
6 説明員 (5名)	市民部長	福祉部長	教育部長	税務課長 他 1

議案第 39 号 岩倉市税条例等の一部改正について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 土地の価格の特例で平成 28 年度と平成 29 年度となっているが、どのような内容か。

答 附則第 11 条の 2 における土地の価格の修正についてですが、土地の評価額は 3 年に一度見直しをすることになっています。評価替えと呼ばれていますが、この評価替えの間に自然的、社会的条件によって、地価が下落した際に価格を修正できる仕組みで、この制度を引き続いて適用する内容です。

問 従来の制度が、平成 27 年度も適用されるということか。

答 そのとおりです。

問 軽自動車税の見直しについて、税率引き上げを 1 年延長する理由はなにか。

答 原動機付自転車と二輪車については、平成 27 年度から税率を引き上げ、三輪及び四輪については、平成 28 年度から税率を引き上げる内容としていましたが、その後、国において、同じ軽自動車税である原動機付自転車と二輪車だけ先行して税率が引き上がることについて議論がされた結果、原動機付自転車と二輪車の税率の引き上げ時期を 1 年間先に遅らせるものです。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第 39 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第40号 岩倉市都市計画税条例の一部改正について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

質疑はなく、討論に入る。

討論もなく、採決に入る。

採決の結果、議案第40号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。